

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成20年度 |
| 計画主体 | あさぎり町 |

あさぎり町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：あさぎり町役場 産業振興課
所在地：熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地
電話番号：0966-45-1111 直0966-45-7219
FAX番号：0966-45-7229
メールアドレス：kouhou-soumu@town.asagiri.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|----------------|
| 対象鳥獣 | シカ・イノシシ・サル・カラス |
| 計画期間 | 平成20年度～平成22年度 |
| 対象地域 | 熊本県 あさぎり町 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成19年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|--|--|
| | 品目 | 被害数値 |
| シカ | 水 稲 森林(杉、ヒノキ) 葉たばこ | — — 7,260万円、 242.0 ha — — |
| イノシシ | 水 稲 野菜(ニンジン、イモ類) 果樹(クリ) タケノコ | 57万円、 143.4a 86万円、 206.0a 1万円、 30.0a —、 — a |
| サル | 野菜(芋類、トウモロコシ、メロン等) 果樹(クリ、梨) しいたけ 飼料作物 | —、 — 2万円、 50.0a — — — — |
| カラス | 野菜(キャベツ、大豆、イモ類) 果樹(梨、桃) 葉タバコ | 3万円、 7.0a 8万円、 30.0a 29万円、 120.0a |

※ 上表記中の被害数値は鳥獣捕獲等申請に係る被害調査に基づく数値であり町内被害の一部であると推定される。

また、一被害報告があるものの被害金額を把握していないものについては「—」で記した。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

シカ

シカによる被害は、年間を通して発生しており、水稻及びスギ・ヒノキ等の人工林への被害が増加している。

シカによる特徴的な被害として、田植え直後の水稻への食害及び葉タバコのマルチの踏みつけによる損害、スギ・ヒノキの幼齢木の枝葉の食害、幹への角擦りによる剥皮被害がある。また、シカ被害は山間部が中心であったが、最近では平坦地の免田地区内においても水稻が被害を受けるなど被害区域は町内全域に広がっている。

生息数は、平成10年代に入って急増しており、現在も増加傾向にある。

イノシシ

イノシシによる被害は、4月～5月にかけてタケノコ類への被害、8～10月においては水稻・クリ、野菜(イモ類、人参)への食害が発生している。特に田植え時期と稲の刈り入れ時期に被害が多くなっている。

被害区域は、免田地区を除く全域に広がっており、どの地区においても水稻被害がある。

近年の生息数は、大きな増減は見られず、横ばい傾向にある。

サル

町内で被害を及ぼすサルは、1グループ当り50～100頭前後で構成する3・4グループが生息していると推測される。

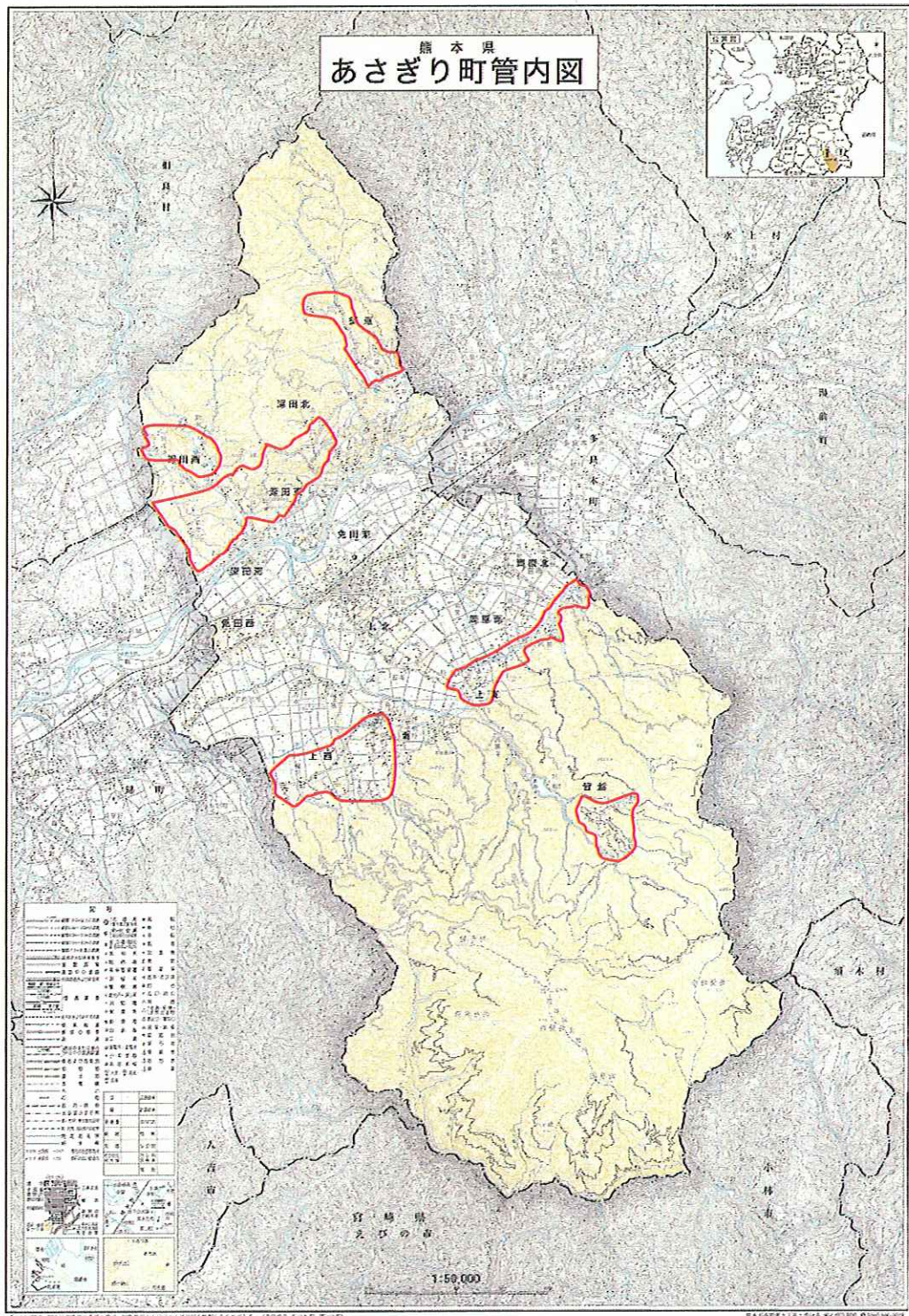
その被害は、年間を通して農作物を食害することにある。春から秋にかけてイモ類、トウモロコシ、水蜜桃、柿、クリ、梨、しいたけへの食害。冬季は、大根、白菜を中心とする野菜類を食害する。最近では、ビニールハウスに侵入しメロンを食害した事例があった。被害区域は上地区、岡原地区、須恵地区、深田地区の山間部が中心であったが、近年では、四地区の平地にある住宅地の家庭菜園までも被害を受けるなど、その被害は拡大傾向にある。

カラス

カラスによる被害は夏から秋を中心に発生しており、水稻、果樹、野菜、葉タバコ等の農作物被害だけでなく、飼料作物への食害も発生している。

被害区域は中山間地域を中心に、町内全地区へ被害の広がりを見せている。

特に被害が甚大な地域



- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標(被害金額) | 現状値(平成19年度) | 目標値(平成22年度) |
|----------|-------------|-------------|
| シカ | 3, 117万円 | 2, 000万円 |
| イノシシ | 144万円 | 48万円 |
| サル | 2万円 | 1万円 |
| カラス | 40万円 | 13万円 |

| 指標(被害面積) | 現状値(平成20年度) | 目標値(平成22年度) |
|----------|-------------|-------------|
| シカ | 1, 820.0ha | 1, 200.0ha |
| イノシシ | 2.7ha | 1.3ha |
| サル | 0.5ha | 0.2ha |
| カラス | 1.0ha | 0.4ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>猟友会と連携して捕獲隊が組織されていたため、捕獲体制は整備されている。</p> <p>捕獲手段に関しては、銃器・わなを用いて実施している。</p> | <p>高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の後継者の育成が急務となっている。また、捕獲機材(箱わな、囲いわな等)の普及促進、整備が課題となっている。また、サルには緊急に対応する必要がある。</p> <p>さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施が課題となっている。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>農地については獣害対策事業を行って、電気柵等設置者個人に対して補助してきた。</p> <p>また、中山間地域直接支払事業によって防護柵等の設置を行っている。</p> | <p>鳥獣は町村の境界を越えて被害を及ぼしているため、現在の取組では根本的な解決にはならず、周辺の町村と連携した広域的な対応が必要である。</p> <p>今後は、被害防止のため、より一層、各種補助事業を活用していく。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 森林 | 森林については、幼齢林の食害、壮齢林の剥皮被害に対し、シカネットや剥皮被害防止資材の普及を図ってきた。 | 森林の防護対策については、対象が広範囲となることに加え、設置や管理面でコスト増となり、負担が大きくなる。この為、各種補助事業などを有効的することで、コスト面での軽減を図り、一体的な設置を推進することが必要である。 |
|----|---|--|

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <p>今後は、緊急の捕獲に対応するため、特別防除班を編成することに努める。また、高齢化による狩猟者の減少に伴う捕獲の後継者の育成については、狩猟免許取得を推進するため広報誌、HPでの広報活動に努める。</p> <p>※今後の計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。 ②捕獲と防護施設の両面での被害防止対策を推進する。 ③周辺市町村と連携して、一斉捕獲体制の確立を目指す。 ④捕獲に従事する駆除隊後継者の育成対策を講じる。 ⑤有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して実施する。 ⑥獣肉加工についての調査・研究を進める。 |
|--|

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| | |
|-------------|---|
| 熊本県猟友会上球磨支部 | あさぎり町有害鳥獣捕獲隊への従事者の補充等及び有害捕獲に係る助言や情報提供を行う。 |
|-------------|---|

| | |
|------------------|---|
| あさぎり町有害鳥獣捕獲隊 5 隊 | 猟友会で構成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。緊急時の対応として狩猟資格を保持する町職員による特別防除班を編成する。 |
| 特別防除班 1 隊 | |

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|------|----------------|---|
| 20年度 | シカ、イノシシ、サル、カラス | あさぎり町有害鳥獣捕獲隊と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を上球磨猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。 |
| 21年度 | シカ、イノシシ、サル、カラス | あさぎり町有害鳥獣捕獲隊と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を上球磨猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。 |
| 22年度 | シカ、イノシシ、サル、カラス | あさぎり町有害鳥獣捕獲隊と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めると共に、狩猟免許取得のための事前講習会を上球磨猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。 |

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①シカ

近年、シカの生息数は増加しており、農作物、森林に多大な被害を及ぼしている。熊本県が平成18年度に行った調査によると、あさぎり町内の平成19年度末のシカの推定生息数は、1,341頭。平成25年度最終適正生息目標数422頭となっている。今後も継続して第3期特定鳥獣保護管理計画に定めるC地域は目標密度2頭/km²、D地域は目標密度5頭/km²を目標として捕獲に取り組むこととする。

(捕獲実績)

(単位：頭)

| | 猟期中 | 有害捕獲 | 計 |
|-----|-----|------|-----|
| H17 | 307 | 311 | 618 |
| H18 | 280 | 430 | 710 |
| H19 | 293 | 450 | 743 |

②イノシシ

イノシシによる水稻、野菜、果樹、林産物への食害は深刻な被害を及ぼしている。タケノコ時期や田植え及び稲の刈り入れ時期を重点に捕獲を行っている。平成20年度以降についても、特定鳥獣保護管理計画の保護管理目標である農林作物被害額を平成4年度から平成8年度の平均被害金額まで抑えることを考慮して継続して捕獲に取り組むこととする。

(捕獲実績)

(単位：頭)

| | 猟期中 | 有害捕獲 | 計 |
|-----|-----|------|-----|
| H17 | 128 | 0 | 128 |
| H18 | 301 | 10 | 311 |
| H19 | 200 | 10 | 210 |

③サル

サルによる農林作物への被害が増加している。捕獲実績に関わらず被害は拡大傾向にある。平成20年度以降においても、人とサルの棲み分けを基本とするサル対策方針の基本的考え方を踏まえサルを威嚇して農耕地等から遠ざける威銃を前提とした有害鳥獣捕獲を継続することとし、効果を図るため年間捕獲計画数を30頭とする。

(捕獲実績)

(単位：頭)

| | 有害捕獲 |
|-----|------|
| H17 | 20 |
| H18 | 20 |
| H19 | 20 |

④カラス

カラスによる水稲、果樹、野菜等の農作物、飼料作物への食害が発生している。平成20年度以降も、継続して捕獲に取り組むこととする。

(捕獲実績) (単位:羽)

| | 有害捕獲 |
|-----|------|
| H17 | 129 |
| H18 | 118 |
| H19 | 142 |

※ 捕獲にあたっては、事故発生の防止や錯誤捕獲の防止に努めることとする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------|--------|------|------|
| | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| シカ | 600 | 600 | 600 |
| イノシシ | 200 | 200 | 200 |
| サル | 30 | 30 | 30 |
| カラス | 200 | 200 | 200 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 |
|--|
| シカ捕獲は、銃器・ワナを用いて4月1日から10月31日、翌年の3月16日から3月31日の期間、有害捕獲を行う。サル、イノシシ、カラスについては予察捕獲を行う。原則として対象区域は免田地区を除く全域である。 |
| ※参考資料として、平成20年度あさぎり町有害鳥獣捕獲計画書を添付する。 |

(注) 1 わな等の捕獲手段、実施予定時期、予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|---------|-------|
| あさぎり町全域 | シカ、サル |

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|---|------|------|
| | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
| イノシシ | 農地への進入防止としては電気柵等を各個人が必要に応じて設置することとする。 | | |
| シカ | 農地への進入防止としては電気柵等を各個人が必要に応じて設置することとし、林業被害防止としては、各種補助金を活用し、シカネット設置の推進を図る。 | | |
| サル | 農地への進入防止としては電気柵等を各個人が必要に応じて設置することとする。 | | |
| カラス | 防鳥ネット等を個人が必要に応じて設置 | | |

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|------|----------------------|---|
| 20年度 | イノシシ シカ、サル カラス | 地域懇談会、現地研修会、講演会等により普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追払活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。 |
| 21年度 | イノシシ シカ、サル カラス | 地域懇談会、現地研修会、講演会等により普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、放任果樹の除去、追払活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。 |

| | | |
|------|----------------------|---|
| 22年度 | イノシシ シカ、サル カラス | 地域懇談会、現地研修会、講演会等により普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、放任果樹の除去、里地里山の整備、追払活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。 |
|------|----------------------|---|

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称 | あさぎり町有害鳥獣被害対策協議会 |
|---------------|-------------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| あさぎり町役場産業振興課 | 事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う |
| あさぎり町有害鳥獣捕獲隊 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う |
| 熊本県猟友会上球磨支部 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う |
| 中球磨森林組合 | 有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供 |
| 球磨地域農業協同組合 | 有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供 |
| 熊本県農業共済組合球磨支所 | 有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供 |

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------------------------------|--|
| 九州農政局 | オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。 |
| 熊本県農林水産部 | オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。 |
| 球磨地域振興局 農林部 森林保全課 農業普及指導課 | オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。 |

(注) 1 関係機関欄は、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄は、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後、検討する。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内における農林作物の被害は深刻な状態にあり、山間部では、既に耕作を放棄した田畑が目立つようになってきている。

このことは、就農者の高齢化による被害防護施設の設置、緩衝帯の整備が、困難な状態であり、今後、中山間地域直接支払制度による組織作りに努めていく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うことを原則とするが、シカ、イノシシについては、食肉としての利活用をめざす。

なお、食肉として加工、販売する場合は、食品衛生法に基づくこととする。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、球磨地域鳥獣害防止対策協議会と連携し、講演会、情報交換会、現地研修会を開催する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

(参考 過去の被害状況)
被害の現状 (H17～H19年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | | | | | |
|-------|---------------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | 品目 | 被害数値 (H17) | | 被害数値 (H18) | | 被害数値 (H19) | |
| | | 金額 (万円) | 面積 (h a) | 金額 (万円) | 面積 (h a) | 金額 (万円) | 面積 (h a) |
| シカ | 森林 (杉、ヒノキ) | | | | | 7,260 | 242 |
| | 葉たばこ | — | — | — | — | — | — |
| | 水稲 | — | — | — | — | — | — |
| イノシシ | 水稲 | — | — | 9.8 | 0.7 | 57.0 | 1.434 |
| | 野菜 (ニンジン、イモ類) | 20.3 | 0.055 | 145 | 0.1 | 86.0 | 2.06 |
| | 果樹 (クリ) | — | — | — | — | 1.0 | 0.3 |
| | タケノコ | — | — | 2 | 0.1 | — | — |
| | 飼料作物 | 96 | 0.115 | — | — | — | — |
| サル | 野菜 (仔類、トウモロコシ、メロン等) | — | — | — | — | — | — |
| | 果樹 (クリ、梨) | — | — | 9.5 | 0.6 | 2 | 0.5 |
| | シイタケ | — | — | — | — | — | — |
| | 葉たばこ | — | — | — | — | — | — |
| | 飼料作物 | — | — | 1.4 | 0.1 | — | — |
| カラス | 野菜 (キャベツ、大豆、仔類) | — | — | 10.9 | 0.3 | 3.0 | 0.07 |
| | 果樹 (梨、桃) | — | — | 7 | 0.3 | 8.0 | 0.3 |
| | 葉たばこ | 10 | 1 | 10.2 | 1 | 29.0 | 1.2 |

※上表中の被害数値は鳥獣捕獲等申請に係る被害調査に基づく数値であり、町内被害の一部分であると推定される。